

江村治樹著 『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』

高木智見

江村治樹氏は、研究の出発点において、秦漢帝国史研究の当面する課題を二元論的把握(国家権力と郷里社会を外在的に対立する関係として捉える見方)の克服であると考へ、それを以て自らの課題として突き進んでこられた。最初の論文「賢の觀念より見たる西漢官僚の「性格」(『東洋史研究』三 四巻二号、一九七五年)では、漢代の官僚任用に大きな位置を占めた「求賢」に着目し、官僚を皇帝の「隸屬物」とする従来の認識に再検討を求めた。すなわち、戦国から漢初にかけての「賢」とは、任侠的精神の体現者に対して郷里社会が与えた評価の語にはかならず、君主権力はそのような民間の実力者、人望家を任用しようとしていたとし、ここに漢代官僚の自律性の根拠を見出し、あわせて国家と郷里社会の関係を総体として捉え直そうとされたのである。

爾来、四半世紀、氏は春秋中期から秦漢帝国の形成に至るほぼ五〇〇年間の歴史をより実証的かつ精密に解明すべく、出土文字資料の研究に沈潜されることになるが、研究の目的は一貫して、二元論的把握の克服であり、漢代官僚の自律性をいかに説明するかにあった。さらにまた、従来の研究を総括した結果、そこには秦漢帝国を「地域的統合体」として捉える視点が欠落していることを指摘され、そのような地域の視点を自らの視点として保ち続けてこられた。全七八八頁を数える本書は、如上の目的と視点による秦漢帝国形成史研究の集大成である。はじめに構成を掲げ、評者の理解した所を要約しておく。

序論 中国古代史研究の課題と史料

第一部 春秋時代の青銅器と社会変動の特質

序章 春秋時代青銅器研究の目的

第一章 春秋時代青銅礼器出土墓の地域別編年

第二章 春秋時代青銅礼器の新展開

第三章 春秋時代青銅器銘文の書式と用語の地域別変遷

第四章 春秋時代青銅器銘文の書体の地域別変遷

終章 春秋時代の社会変動の地域的特質

第二部 戦国時代の出土文字資料と都市の性格

序章 戦国時代の都市の歴史的重要性

第一章 戦国時代出土文字資料の国別特質

第二章 戦国三晋諸国の都市の機構と住民の性格

第三章 戦国時代の都市の性格

終章 戦国時代の都市と秦漢帝国

第三部 春秋戦国秦漢時代の出土文字資料をめぐる諸問題

序章 春秋戦国秦漢時代の出土文字資料の発見と研究

第一章 春秋戦国時代の銅戈・戟の編年と銘文

第二章 戦国秦漢時代の簡牘文字の変遷

第三章 侯馬盟書の性格と歴史的背景

第四章 雲夢睡虎地出土秦律の性格

第五章 陳介祺旧蔵の封泥の形式と使用法

第六章 秦漢時代の陶文の特色

第一部「春秋時代の青銅器と社会変動の特質」では、まず第一章において、春秋時代の青銅礼器出土墓を以下の図1（本書二七頁）の如き地域にわけて、考古学的編年を試みている。A1地域は、現在の河南省北部で、かつての周、鄭、衛、曹、宋などの領域にあたる。A2地域は、河北省南部、山西省南部で、晋の領域であり、B1地域は河南省南部および安徽省北部で、陳など西周以来の小国が分立し、かつ姫姓の諸侯国も散在する。B2地域は湖北省で、楚の本来の領域である。C地域は現在の山東省で、斉や魯の領域にあたる。D地域は河北省北部、山西省北部、遼寧省で燕の領域、最後にE地域は陝西省で、秦の領域である。

編年作業の対象となった墓の数は、A1が六〇基、A2は三五基、B1は三九基、B2が三七基、Cが四六基、Dが二四基、Eが一四基、合計二五五基である。編年の時間軸は、紀元前七七〇から四五〇までのほぼ三〇〇年間を一〇〇年単位で区分し、それぞれ前期、中期、後期とし、さらに各期を前半と後半に分けている。

こうした編年作業を前提として、第二章では、青銅礼器にあらわれる次の四点の歴史的变化に着目し、その意義の理解に向かう。四点とは、一、新器種の出現状況（その時間ならびに種類）、二、従来とは感覚的に異なった（非西周的な）新たな文様の流行、三、青銅礼器の組み合わせにおける変化、四、鑄掛け、スタンプ施紋、象嵌、蠟型法などの新技術の開発と普及である。

これらの変化が、春秋中期以降、A1、A2、B1、B2、Cなどの地域において広範に見られることを指摘したうえで、それぞれについて、次のような解釈を行う。すなわち、新器種、新文様は新興階層の意識の反映であり、組み合わせの変化は、新興の士の階層をも含んだ新たな礼制の成立、つまりは新たな社会秩序体制の出現を意味する。さらに新技術の開発と普及は、そうした新たな秩序に基づく新しい感覚の青銅礼器の需要に応えるものであったという。また、これらの変化は特にB1地域で先行的に発生したのであるが、その理由については、この地域が、中原文化と楚文化の接壤する文化融合地帯であったからであるとする。

ついで第三章では、同様の観点から、青銅礼器銘文にあらわれる変化を検討する。その結果、銘文の書式においても、

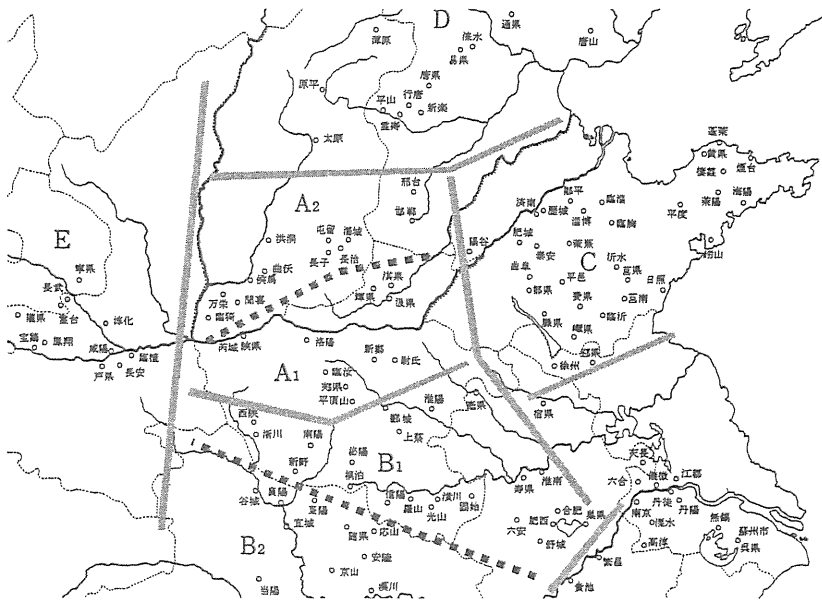


図1 春秋青銅器出土地図

祖先祭祀のために作った器であることを示す内容から、作器者個人の所有物、使用物であることを示す内容への変化が、春秋中期以降に認められるとする。さらに日付、作器者、器名と作器対象、願望用語などの表現形式について逐一検討を加え、それらの変化は全体として、父祖を祭る祭器としての青銅礼器の本来的な性格が希薄化したことを示すものとする。A1、A2、Cなどの地域では、礼器に銘文を入れる習慣が消失することすらあるという。

また第四章では、書体について検討し、やはり春秋中期以降、A1、B1などの地域を先駆けとして、西周以来の書体が一且完全に崩れ、新しい感覚の書体が出現し、文字の装飾化が進むとする。

こうして春秋中期以降、青銅器は旧来の身分秩序の解体に伴って析出された新興階層の意識を反映し、権勢や富の象徴として、より現実世界にかかわるものとなり、戦国時代に入ると、全く断絶した新形式が出現した、という事実を提示する。それでは、以上の変化の主体となった新興階層とはいかなる性格を有し、どのような存在であったのか。

当然起こるこの問題に対しては、『左伝』に基づき、A1地域における商人や手工業者の動向に着眼すべきであるとし

たうえで、そうした商人や手工業者を含めて新たに生成されたつあった下層の士階層を主体とする新しい社会動向が、どのように戦国時代に受け継がれ、いかなる新たな秩序を形成していくのか、という次なる課題を設定する。

こうして第二部「戦国時代の出土文字資料と都市の性格」で取り上げられるのは、氏のいわゆる新興階層が活躍する場所、戦国時代の都市である。すなわち第一部で俎上にもっぱた青銅器に見える歴史的变化と並行して、春秋中期以降に発達する都市は、氏族制的秩序の解体後に成立する新しい秩序の場としての歴史的性格を有し、漢帝国の確立とともに衰退していった。まさに都市こそが戦国時代の主要な歴史的舞台であるという認識のもと、都市における秩序とそれを支えた住民の存在形態が明らかされねばならないとするのである。ただし、こうした方向で研究を進める上で障碍となるのは、文献史料の不足である。そのため、如上の戦国都市の秩序と住民という明確なテーマを念頭に置き、年代・地域を限定することが比較的容易な出土文字資料が、国別に全面的網羅的に検討されることになる。

その成果が本書中の白眉とも言うべき第一章である。ここでは、目睹しうる限りの出土文字資料（銅器、陶器、漆器、

官印、貨幣などに限定) に対し、問題点の剔出と概括的な把握が行われるとともに、戦国都市における新たな秩序解明のために、諸国家間の制度の比較が試みられている。

各地域の膨大な文字資料に対する考察(多岐にわたるため、ここでは具体的に紹介できないが、それらの一文字に対する解釈が実際には一篇の研究論文に匹敵する貴重な価値を有する)の結果、以下の重大な事実が明らかにされる。すなわち、中原中心部に位置する三晋A2地域では、兵器・陶器の製造、貨幣の発行に関して、都市の独自性が顕著にうかがえるとともに、官僚制の整備も非常に行き届いていた。その独自性を象徴的に示す遺物として、戦国韓の国都で、趙や魏などの他国貨幣を鑄造するための鑄型が出土したことが挙げられている。この点に関しては、貨幣を発行している都市が発行権を認めぬ秦に占領された時、その都市の有力商人達が他の都市に移住あるいは亡命して貨幣の発行を継続したとする興味深い解釈がなされている(二二五頁)。

一方、三晋の周辺諸国では、集権的な国家権力の成長が認められ、なかでも地方の県を基盤にして力を集中した秦が天下を統一する。権力集中の程度を如実に示すのは、三晋諸国とは異なり、秦の兵器の銘文には、鑄造機構あるいは責任者

だけでなく、置用地と見なされる地名が刻されていることである。すなわち、三晋では兵器は鑄造された県で使用されたため、置用地を記す必要はない。これに対し、秦では、兵器の鑄造権限は、実際に兵器を使用する県より上位の機構が握っていたため、また鑄造能力を有する県は限定され、鑄造地以外の県にも配備されることが多かったため置用地を記す必要が出てきた、という(二四九頁)。

こうして江村氏の根源的な課題である新たな秩序形成の問題に関しては、三晋諸都市の果たした役割が注目されることとなる。第二章では、その三晋諸都市の内部構造と住民の存在形態を、銅器、陶器、貨幣の銘文によって考察している。

まず、三晋諸国の都市は、制度的に確立した銅器、陶器の製造機構と貨幣の発行権を有する独立した都市であったことが明らかにされる。ついで、住民の存在形態に関しては、韓が秦に攻撃された時、上党の都市住民が、その主体的意志に基づき、秦の集権的支配に服することを拒否し、抵抗した事実(『戦国策』趙策一)を明らかにして、三晋都市の制度的独立性は、このような主体的存在としての都市住民に支えられていたとする。

さらに、都市の主体性の由来としては、第一に独自に貨幣

を發行するほどの商人や手工業者の経済的実力が考えられるとし、そのような都市では、市が単に交易の場であるだけではなく、世論形成の場、住民の意志の発現の場として機能していたとする。すなわち、都市の経済力こそが、市の制度的独立性や住民の独立性を支えていたというのである。

第三章では、さらに進んで三晋諸都市を、戦国時代の都市の全般状況に位置づけて、その性格を明らかにする。具体的には、二〇一にのぼる都市遺跡の地理的分布と規模を精査したうえで、貨幣や銅器などの出土物に見える地名には三晋諸都市の地名が多いことを確認する。さらに楊寛氏が明らかにした秦の統一過程における置郡状況に基づき、置郡に困難な時間を要した三晋地域には大都市が多数存在したと考えられるとする。こうして三晋地域には巨大都市が多数存在したことを明らかにし、その理由については古来よりの重要交通路が集中するという経済的要因を挙げる。さらに三晋諸国家の場合、こうした経済的実力を背景とする都市の軍事的経済的な独立性を容認せざるを得なかったが、三晋以外の地域では、国都を除きそれほどの都市の発達は見られず、統一的な国家権力の発達が観察されるとする。

以上の三晋諸都市に関する研究に基づけば、秦による統一

とは、一面で都市の独立の否定を意味する。したがって、秦末の反乱は、都市の主体性を無視する秦帝国の支配に対する都市住民の反抗ととらえられることになる。その秦の滅亡をうけて成立した漢の都市支配と官僚制のあり方は以下の如くであったという。すなわち、漢初における県は、上位機構である郡や国から独立して固有の機能を有していたが、これは三晋諸都市の性格を受け継ぐものである。官僚制においても、民間における「賢」の評判による任用を重視しているという点で三晋諸国の方法を受け継いでいるとする。

こうして青銅礼器をはじめとする出土資料と文献史料を相互媒介させつつ、春秋中期以降の社会変動をその主たる担い手としての新興階層や都市住民に焦点を当てて考察した結果、漢代の官僚任用における民意の重視、官僚の自律性、県の組織の独立性などは、三晋諸国の都市で形成されたものであり、漢は秦の制度を受け継いだ、それを動かす原理は三晋諸国の都市で形成されたという結論を導く。

以上が、二元論的把握の克服という課題に対し、地域の視点を導入して解決を図った江村氏の大著の中核とみるべき第一節、第二節の内容である。

第三節「春秋戦国秦漢時代の出土文字資料をめぐる諸問題」

には、以上の第一部、第二部の論旨を補完する形で二〇年来進められてきた個別の出土文字資料に関する諸論考が収められている。すなわち第一章では、地域の視点に基づき春秋戦国時代の銅戈・銅戟の編年作業を行い、あわせて銘文内容の変化とその背景を論じている。続く第二章では、戦国秦漢時代の簡牘文字、第三章では侯馬盟書、第四章では雲夢睡虎地出土秦律が、それぞれ古文字学的、考古学的観点から分析・検討され、その結果獲られた知見に対して、さらに歴史的、社会的背景からの解釈が加えられている。第五章では陳介祺所蔵封泥に対し、特にその用途用法に重点を置いて分析を加え、第六章では漢代陶文について簡にして要をえた概説を行っている。

以上の甚だ簡略な要約によってもうかがえるように、江村氏の研究手法の第一の特徴は、考古学的資料に対する網羅的把握と厳密な分析によって到達した結論に基づき、既存の文献史料の再読、再解釈を行い、そこで得られた認識を再び考古学的資料の分析・研究に適用して、より高次の新たな結論を導く、という点にある。つまり、考古学研究と文献研究が相乗的に深化する形で結びついているのである。「二重証拠

法」なる語では覆いつくせぬこうした研究により獲得された成果が、大きな説得力を有することは言うまでもない。以下、本書に啓発されて考えた所を三点にわたり述べさせてもらいたい。

まず第一に指摘すべきは、この書が、膨大で混沌とした戦国時代の出土文字資料（とくに貨幣、印章）を整理・分析し、それぞれの歴史的定位を明確にするという一大作業に基づく成果であるという点である。作業の膨大さは、六〇〇点（種）以上を列挙した有銘器物索引、四〇〇名を数える研究者人名索引、さらに総計五〇五箇所都市遺跡が並ぶ「西周春秋都市遺跡表」、「戦国都市遺跡表」（含補遺）、「秦漢都市遺跡表」をひもとけば、一目瞭然であろう。しかも、出土資料の一字、一遺物、一遺跡について、過去の研究者の見解を含めて、綿密な検討がなされていることは言うまでもない。

こうした作業の重要性とその困難の大きさは、中国考古学の現状を一瞥すれば充分に理解できよう。すなわち、黄金時代を迎えていると言われる中国考古学は、一九七〇年代以降、重大な新発見、新発掘が次々と報ぜられ、文字通り活況を呈している。無論、この点は喜ばしいことに違いないが、報告書が届くたびに新たな知見が増加するという状況は、研究者

にとつては、大量の報告書、研究論文を読み続け、それによつて自らの認識を不断に修正し続けることを意味する。一例を挙げるならば、近年西安で出土した秦の封泥に関しては、本書においても二箇所（三一六頁、七二八頁）に注を設け、最新状況について言及されており、その重要性が推し量れるが、本書刊行後には、過去に著録されているものも含め、あわせて四三〇種の秦の封泥を集めたA3版、全四六一頁の大冊『秦封泥集』（三秦出版社、二〇〇〇年）が刊行された。さらに二〇〇〇年夏には、出土地点に対して正式な発掘調査が行われ、当初は真贋論争すら存在したこの封泥群が確実に戦国晚期から秦代の遺物であることが考古学的に確認されるとともに、新たに三二五点、一〇〇余種の封泥が出土した。近着の『考古学報』二〇〇一年四期に、その報告書ならびに関連する研究が掲載されている、といった具合である。

このように間断なく押し寄せる報告書の膨大さに加え、資料の偏在性に制約されての恣意的解釈を避け、最新の考古学情報を網羅して全体像を掴むということは至難のワザである。戦国文字資料の全体像を把握するという長期的な展望に加え、秦漢帝国形成史を体系的に解明するという強い意志がなければ成し得ぬ偉業である。

なかでも「巻の語を以て形容する以外にないのは、李学勤『戦国題名概述』（『文物』一九五九年七、九期）に範をとつて、戦国時代の目録しうる限りの出土文字資料を国別に整理した第二部・第一章「戦国時代出土文字資料の国別特質」（一九八五年初出）である。同様の作業として、何琳儀『戦国文字通論』（中華書局、一九八九年）が存在するが、その書が終始、古文字学的観点を貫いているのに対し、江村氏の本書においては、春秋末から戦国秦漢に至る歴史状況の中に文字資料を位置づけて把握するという立場が堅持されている。従来、一般に殷代と言えば甲骨文、西周時代と言えば金文と、いうように、時代状況が文字資料と結びついた形でイメージされることが多いが、本書によって、戦国という時代の状況を、当時の複雑な文字資料（戦国文字）と結びつけて明確に認識することができるようになった。

第二に、地域の視点について述べたい。上述の如く、二、三論的把握の克服を目指す江村氏からすれば、過去の研究に欠けていたのは、秦漢帝国を「地域的統合体」としてとらえる視点であった。本書は一貫して、このような問題意識をもってなされた研究の集大成であり、結論として、三晋諸都市の

制度・文化が漢帝国を規定していたことを明らかにし、この点の追究こそが二元論の克服を可能にする主張張されたのである。江村氏によって提起された地域の視点や三晋文化の重要性についての認識は、近年における中国の研究状況とも符合している。

まず地域の視点に関しては、江村氏が意識的にこの視点を導入して研究され始めた頃、中国においても、考古学者・蘇秉琦氏によって区系類型論が提唱され、以後それは着実に浸透して、現在では常識と化している。すなわち生物学に範を採ったとされる「区系類型論」の「区」とは、同一の性格を有する考古学文化の空間的広がりの意味し、「系」とは、そうした考古学文化の時間軸における位置を意味する。したがって「区系」とは、空間、時間に規定された考古学文化の広がり指し、地域、あるいは圏といった日本語に近い。一方、「類型」とは、そうした区系の下位概念、すなわち区系の中に存在するより小さな区系を意味する。しかも区系や類型は、孤立的な存在ではなく、相互間に影響、依存、作用しあう関係が存在し、それによってより大きな有機体を作りあげている、という。

蘇氏によれば、中国全土は以下の如き六つの文化区系に分

けられる。すなわち、(一) 北京周辺、長城地帯を中心とする北方、(二) 山東を中心とする東方、(三) 陝西、山西南部、河南西部を中心とする中原、(四) 太湖周辺を中心とする東南部、(五) 洞庭湖周辺および四川盆地を中心とする西南部、(六) 鄱陽湖と珠江三角州を結ぶ線を中軸線とする南方、である(図2参照。郭大順『追尋五帝』八頁、商務印書館、二〇〇〇年)。これら六つの文化区系は、それぞれ独自の性格を有しつつ互いに関連しながら中国という一つの大きな有機体の形成に参与しており、このあり方を中華文化の「多元一体構造」と呼ぶ(以上は『蘇秉琦考古学論述選集』文物出版社、一九八四年、『華人・龍的伝人・中国人』遼寧大学出版社、一九九四年による)。こうした蘇氏の所説に対しては、地域区分の仕方など細部について異論も存在するが、中国文化を相互に影響・交流しあう多元的な要素からなる有機体として捉える見方そのものは広く受けいられている。

当然ながら蘇氏の主張を可能にした学問的背景や問題意識は、江村氏のそれとは異なり、研究対象や研究方法も一様ではない。しかし、地域の視点に立って全体像を構成するという基本的立場は一致しており、それは江村氏の研究の先見性と主張の客観性を示すものと言えよう。

つぎに秦漢帝國統一過程で三晋文化が果たした役割に関してであるが、従来は、秦との関係で言及されることが多かった。たとえば孫機「中原青銅文化系統的幾個問題」(『中国考古学的跨世紀反思』商務印書館、一九九九年)は、考古学文化の發展変容という観点から見れば、晋文化は戦国早期以降、秦文化に対して重大な影響を与えた。その結果、秦文化は、戦国中期以降、晋や楚と肩を並べて変化發展することになった。これに対し、齊や燕文化は頑固に独自の伝統を踏襲し、変化の発生時間は、晋楚秦の三文化に遅れ、その文化發展には一定の保守的な性格が見られる、としている。

また過去の文献研究においても、三晋文化が秦の統一に果たした役割は指摘されている。たとえば傅斯年「戦国子家叙論」(『傅斯年全集』第二册、一九八〇年)は、「論戦国諸子之地方性」の結論部分において、秦は、確かにその軍事力を用いて統一に成功したが、文化の面では全く別の局面が見られたとし、齊は宗教および玄学を以て統一し、魯は倫理および礼制を以て統一し、晋は官術を以て統一したと述べている。すなわち三晋は、本来、文を重んじ儒を貴び學術を提唱する国家ではなく、純粹な軍事国家であったが、周や鄭の文化の影響を受けて、申不害、韓非子といった刑名学者を輩出し、

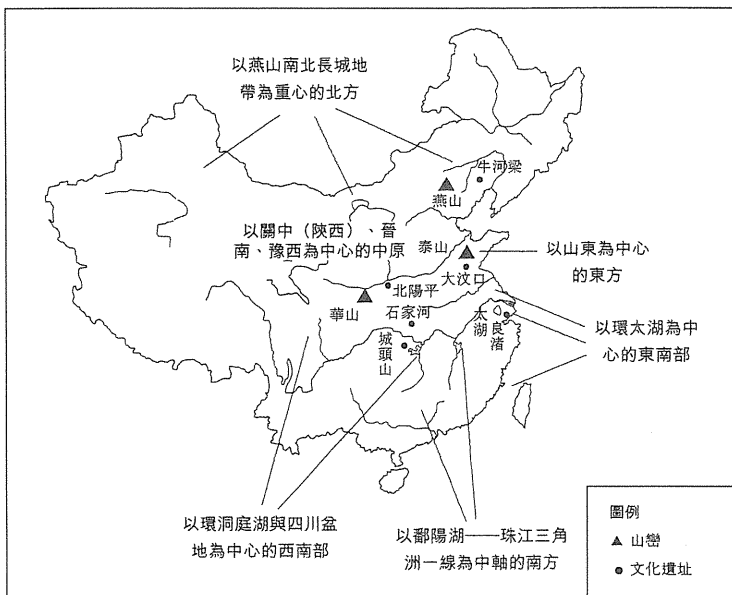


图2 区系類型論

それに基づく「官術」が秦の統一の中で大きな機能を果たした、としている。

陶希聖「齊学入晋・晋学入秦」(『食貨』復刊二卷一二期、一九七三年)、「晋用晋法・漢行周道」(『食貨』復刊三卷二期、一九七三年)は、齊の学問が晋に伝播し、さらにその晋の学問が秦へ入ったと論じ、司馬遷が「三晋は、権変の士多し。夫れ從衡強秦を言う者は、大抵みな三晋の人なり」(『史記』張儀列伝)と概括した「晋学入秦」の具体例を列挙している。たとえば、商鞅が秦の孝公の相として行った変法においては、魏の李悝の法経(すなわち中原法制の主流としての晋法)を取り入れ、秦律としたのであり、それがさらに漢律へとつながっているという。

さらに、嚴耕望「戦国學術地理与人才分布」(『嚴耕望史学論文選集』聯経出版事業公司、一九九一年)は、人文地理学の角度から、戦国時代における学術発展の様相を論じている。具体的には儒家、道家などの諸子百家あわせて一六七名、政治や社会の面で活躍した人材一二四名(史料は『史記』)について、その出身地や活躍した国を調査して、以下の諸点を明かにした。すなわち、先秦学術は、主に三晋の中心部、宋陳魯齊諸国、ならびに荆楚の中心部といった極めて限られた

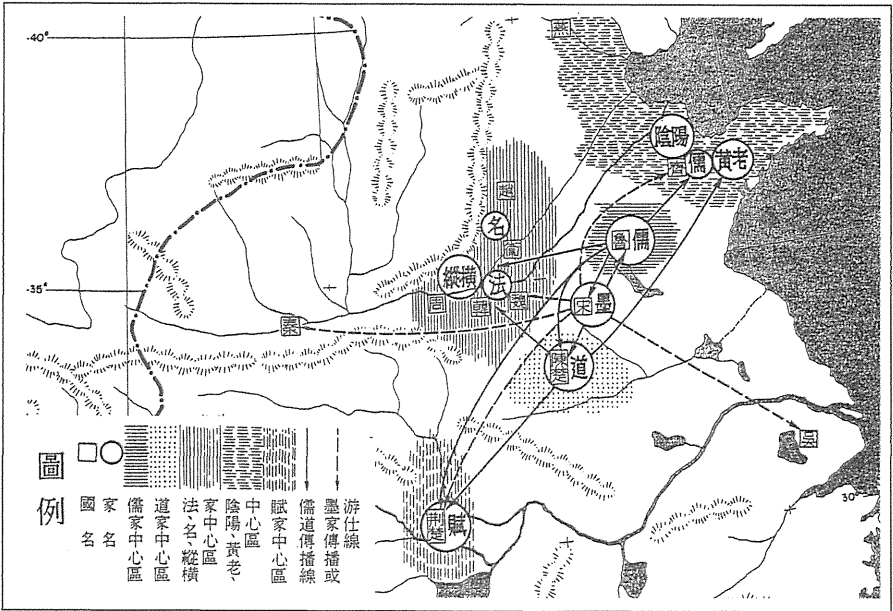


図3 先秦学術地理総図

地域で発展した。諸子について言えば、儒家は魯において、道家は陳楚で、名家・法家・縦横家は三晋地域でそれぞれ成立・発展した。とりわけ名・法・縦横三家の出身地は、北は濮陽・邯鄲から南の陽翟・新鄭へといたる南北二五〇キロメートル、東西も極めて狭い範囲内に集中しているとする（図3参照、上掲書六九頁）。

嚴氏はまた、儒家と道家が三晋地域へ伝播すると、ともに法家へと変容をとげ、法家学説の発展に寄与することになるとし、それには、三晋の「地方風気」、「政治環境」、「歴史伝統」に基づく固有の条件と関係があると考えられるという。このように嚴氏は、学術の発展という側面における三晋地域の特殊性・重要性を明確に指摘しており、江村氏の主張と考えあわせると極めて興味深い。しかしながら嚴氏は、何故一定の地域で学術が発展したのかに関して、それらの地域が古い文化の伝統と歴史を有し、地理的には平原で、農産物が豊かである、という些か抽象的な一般論を述べるとどまっている。

以上の傳、陶、嚴三氏の指摘通り、『漢書』芸文志の諸子略・法家に列挙された先秦の書物の作者は、商鞅一人を除き、李翟、申不害、處子、慎到、韓非など、すべてが三晋に属す

る。その商鞅も、衛出身であり、江村氏のいわゆるA1地域に属する。秦の統一に特に寄与したのが法家、縦横家であることを考慮するとき、三晋文化が秦に与えた影響の大きさを改めて理解できよう。

これに対して、本書は、三晋文化の、秦にはなく、漢帝國に対して与えた影響の大きさを強調している。すなわち上述の如く、江村氏によれば、秦による統一とは、三晋諸都市の独立の否定を意味する。それ故、秦末の反乱は、秦の支配に対する都市住民の反抗であり、秦の滅亡をうけて成立した漢は、民意の重視、官僚の自律性、県の独立性といった面で三晋文化の原理に大きく規定されている、と論じられるのである。

無論、江村氏は秦と漢の連続性についても考慮されており、その意味で氏が三晋諸国の秦に与えた影響を無視されているわけではないことは明らかであり、本書においては従来指摘されていない三晋の漢に対する影響を強調されたにすぎない。

この点を十分に理解したうえで、敢えて一つの疑問を呈したい。すなわち、都市の独立性や都市住民の主体性といったものが認められるべき三晋地域で、江村氏自ら「なぜ三晋諸国の都市が官僚制的支配を受け入れることになったかは今後の

課題として残るであろう」(三六二頁)と論じておられるように、何故それらを全く否定しているとしか言いようのない法家思想が誕生したのであるか。もっとも、このような疑問は法家思想に対する固定観念に基づくものであって、江村氏の指摘によって、『商君書』や『韓非子』といった法家の書物を、その学説からは想像しがたい都市の独立性、住民の主体性という視点から再検討するという興味深いテーマが与えられたと考えるべきなのかも知れない。いずれにせよ、三晋諸国の都市社会で形成された原理が、漢帝国、さらにはその後の中国社会を規定していたという氏の主張は、二元論の克服を課題とする今後の秦漢史研究において考慮すべき重要な論点を提供したことは間違いない。

以上の第二の問題とも関連するが、最後に第三点として、その二元論について論じてみたい。すなわち本書によって、江村氏の根本的課題である二元論の克服は果たされたのであるか。この点について、氏自らは以下のような議論を展開しておられる。

このような任侠的な人格を「賢者」と評価し、官僚に任用することは漢初になっても継承されており、戦国か

ら漢代にかけての国家が民意を汲み上げる一つの方法として、普遍的な意味をもっていたと考えられる。

しかし、都市住民の意志を県令など官僚を通じて汲み上げるシステムには、住民の側から見えていくつかの限界が存在した。第一は、官僚制は基本的には上からの支配システムであり、本来、民意を反映するシステムではない点である。したがって第二に、民意の反映は官僚個人の資質に依存することになる。民間の「賢」の評判による任用はあくまで一つの任用法に過ぎないし、戦国諸国において、いまだ制度として固定化された証拠はない。

このシステム自体、非常に不安定であったといえる。第三に、官僚任用に「賢」の評判が重視されると言っても、県令など官僚は都市住民の代表とは言えず、民意の反映は極めて間接的である。戦国時代の三晋諸国の都市が、軍事的、経済的に独立性を保持していながら、都市住民を主体とする自治的都市に発展しなかったのは、官僚制的都市支配の進行によると考えられる。しかし、なぜ三晋諸国の都市が官僚制的支配を受け入れることになったかは今後の課題として残るであろう(三六二頁)。

漢帝国は、秦帝国の制度の多くを受継いだ。官制、法

制、爵制など、国家の外郭的機構を形成する基本的な制度は、ほとんど秦帝国の制度と言っても過言でないであろう。しかし、秦帝国によって否定された三晋諸国の都市社会の中で形成された制度や精神が否定されたわけではなく、むしろ積極的に受継がれたと言ってよい。国家の支配の根幹である官僚制は、確かに制度的枠組みは秦のものを受継いでいるが、基本的な精神は三晋諸国で形成されたものを受継いでいる。すなわち、官僚任用における民意の重視や、官僚の自律性、県の組織の独立性などは三晋諸国の都市で形成されたものである。とくに官僚任用における民意の重視は、漢帝国になって選挙制度として制度的に確立されるのである（四一―頁）。

このように江村氏は、三晋諸都市の独立性を強調しながらも、それは官僚制的支配を受け入れ、最終的には秦の法令中心主義に否定された、と述べておられる。また漢の「外郭的機構を形成する基本的な制度は、秦のそれを受け継いだ」が、同時に、漢は都市支配と官僚任用のあり方において三晋都市社会の原理に「大きく規定された」国家であった、とも指摘される。要するに漢帝国は、秦の権力を継承しつつ、三晋都市社会の原理に規定されていたとされるのである。しかしな

がら、そうした民間の評判による官僚任用が制度として固定化された証拠はなく、最終的に官僚制的支配を受け入れたということであれば、三晋都市社会の原理は一体いかなる形で漢帝国を規定していたのであろうか。漢が官制、法制、爵制など秦の制度的枠組みを積極的に受継いだとするならば、そうした秦の制度と三晋都市社会の原理は、どのような具体的関係のもとに漢帝国の制度を制度たらしめていたのか。この点について明確な説明が為されない限り、二元論が克服できたとはいえない。

また、漢代の官僚任用における民意の重視や官僚の自律性、県の組織の独立性は、果たして「三晋都市社会」の原理だけに由来するのであろうか。かりに、同様の事象を他の地域においても見いだせるとすれば、当然、それらと三晋における原理とがいかなる関係にあったのかという点を考える必要も生ずるが、少なくとも、江村氏が三晋都市社会の原理だけに注目されるのは、漢帝国を「地域的統合体」として見るべきであると強調される氏の観点と矛盾している、と言わざるをえない。

実際、民意の重視は、三晋ならぬ東方地域においても見いだせる。春秋時代の斉の宰相、晏嬰の思想を敷衍した書物、

『晏子春秋』には、「卑しくして尊きを失わず、曲にして正しきを失わざる者は、民を以て本と為せばなり」、「徳は民を愛するより高きはなく、行いは民を樂しましむるより厚きはなし」(ともに問下篇)といった語が多く見える。また周知のように、『孟子』にも「天下を得るには道あり。その民を得れば、斯れ天下を得ん。その民を得るには道あり。その心を得れば、斯れ民を得ん。その心を得るには道あり。欲するところはこれを与えこれを聚め、悪むところは施すことなからんのみ」(離婁篇上)の如きいわゆる民本思想を示す語が見えている。無論、晏子や孟子の主張が現実の制度を反映しているか否かについては別に考慮すべきではあるが、同じ東方の齊には郷里の評価に基づく官僚任用についての議論が残されている。

たとえば『國語』齊語では、正月の朝、齊の桓公みずから郷長に対して、「居処義を為し学を好み、父母に慈孝、聡慧質仁にして、郷里に発聞する者」、さらに「拳勇股肱の力、衆に秀出する者」を問い、すなわち郷里の評価に基づいて任用しようとしている。これとほぼ同様の記載が、いわゆる稷下学派と関連が強いとされる『管子』小匡篇にも見えている。ここでは、郷里の評価に基づいて官に任用した人物のなにか

ら、一年後、「官長」が「賢者」を選抜、推薦し、さらに「其の郷里に宣問して考驗有れば」、桓公が直接その人物を接見した後、より上位の官に任ずる。さらにその後、政治課題の処理をさせ、「その郷里に察問し」て、能力を觀察し大過が無ければ、「上卿の佐」とすることになっている。強調すべきは、三段階の任用・昇進の過程で、必ずフィードバックして郷里の評価が問われていることである。

同じ『管子』問篇には、「子弟の孝を以て郷里に聞こえる者は幾何人か」とあり、また『管子』立政篇にも、「おおよそ孝悌、忠信、賢良、しん儁材なるもの、もし長家、子弟、臣妾、賓客にあらば、すなわち什伍は以て游宗に復し、游宗は以て里尉に復し、里尉は以て州長に復し、州長は以て郷師に計す。郷師は以て士師に著く」とあって、国家の側が郷里社会の評価を調査し、それに基づいて官僚任用を行っていたことをうかがわせる記載が見えている。さらに『管子』同様、一般に齊学の所産とされる『周礼』地官・郷大夫にも、「三年には則ち大比す。其の德行道_とを放_てて、賢者能者を興す：郷老及び郷大夫・群吏、賢能の書を王に献ず。王、再拜してこれを受け、天府に登す」とある。このほか同様の史料として、『礼記』王制の「郷に命じて秀士を論じ、これを司徒に

上げるを選士と曰う、『穀梁伝』昭公一九年の「名譽すに聞え、有司挙げざれば、有司の罪なり。有司これを挙げて、王者用いずんば、王者の過ちなり」などの記載を指摘することができる。

このように先秦時代の史料を見わたすと、江村氏が漢代における民間の評判に基づく官僚任用を、三晋都市社会の原理のみと結びつけられることには疑義を抱かざるをえない。しかしながら、二元論克服のため、江村氏が最初の論文以来、一貫して民意の汲み上げ方を問題とされていることには、大いに共鳴できる。民意の問題について、かつて梁啓超『先秦政治思想史』は、「我が先民は、民意を尊重すべきことは十分に理解していたが、いかにすれば民意が実現できるのかについては、一つの問題として研究したことがなかった」と慨嘆している。こうした否定的な見方に対して、江村氏は「任侠的な人格を『賢者』と評価し、官僚に任用することは漢初になっても継承されており、戦国から漢代にかけての国家が民意を汲み上げる一つの方法として、普遍的な意味をもっていた」(二二六―二頁)と述べ、国家と民意の関係を考えるうえで、踏襲すべき極めて貴重な視座を提供されたのであった。もっとも梁啓超も、商周以前から西周末までに至る民本主

義の存在は肯定し、周の東遷以後について、民本主義はしだいに衰え、社会の規模が拡大する戦国以降、消失することになったと述べているのである。確かに戦国以降、官僚制の整備・確立にともない、政治の担い手が基本的に、文字や知識(道徳的人格)の所有者だけに限定されるようになる。それ故、民意の反映は、江村氏も言われるように、間接的あるいは受動的なものとならざるをえない。ここに、国家と郷里社会の双方に立脚する両義的存在としての士、すなわち戦国時代以降の伝統中国の政治と社会を考えるうえで関鍵的存在であり続けた士が誕生したのである。確認すべきは、江村氏も強調されているように、当初、その地位は郷里社会の評価を前提としていたということである。したがって、郷里でいかなる評価を受けた人物が、どのようにして官僚となったのかということを明らかにすることは、民意がいかに汲み上げられ、政治権力を支えたのかという問題、すなわち二元論克服のための具体的にして重要な課題となるのである。

戦国から漢にかけての士については膨大な研究があり、小稿でそれらを詳しく検討して議論を展開することは、到底不可能である。それは将来の課題とすることにして、以下には漢帝国が都市や郷里社会の自律性といかなる関係を持ちつつ

成立していたのか、さらに限定して言えば、戦国から漢代の都市や郷里社会の自律性や民の主体性の表れとしての民意がいかんして形成され、国家に汲み上げられていたのか、について考えてみたい。

そもそも当時の社会の自律性とは、一体何に基づくのであろうか。この点に関して江村氏は、商人や手工業者の経済的実力を以て都市の制度的独立性を支える要因であると考えておられるが（三五八頁）、果たしてそれだけに限定されるのであるだろうか。考察すべきは、この時期における社会の一般的なあり方に基づいて形成された民意が、どのような形で国家を支えていたのか、という点であろう。そのためには、まず第一に、人間が個では生きられぬ以上、社会集団、すなわち春秋以降の都市や郷村における人々の存在形態を明らかにしなければならぬ。江村氏の提起された問題は、要するに、民意を生みだした社会のあり方の問題に帰着するのである。これまた一篇の文章で解決するべくもない重大なテーマであるが、先学の見解に基づき、戦国以降の社会の構造とその秩序について些か考えてみたい。春秋戦国の社会変動を、従来の研究を踏まえたうえで最も明確に論じているのは杜正勝氏である。杜氏は、大著『編戸齊民』（聯経出版事業公司、

一九九〇年）をはじめとする一連の研究で、春秋戦国交替期を中国文明における「古典」から「伝統」への転換期と位置づけ、つぎのように述べている。

この時期には、氏族的な社会構造のもとにおける血縁制、身分制が崩壊し、伝統的中国王朝の雛形としての中央集権的な国家体制が形成される。換言すれば、天子、諸侯、卿大夫がそれぞれの身分に応じて、王畿、邦国、采邑といった相対的に独立性の高い政治社会組織を基盤として存立していた春秋以前の状態から、皇帝が全国に郡県郷里を施行して一元的に支配する体制へと変わる。それはまた、天子と人民の間にあって、様々な政治組織のもとに生活していた諸侯や卿大夫などの各種の身分が消滅し、全ての人民が一人ひとり戸籍に編入され、原則として法的に平等な位置を与えられるという「編戸齊民」体制へと収斂する過程でもある。しかも、そうした編戸齊民が納める租税と提供する労働力とによって、王朝が軍隊を組織し、官僚を養い、統治を進めるといふ体制が、二千年間継続した。こうした「編戸齊民」体制の確立には、春秋中晩期から秦帝国の成立、厳密には漢の武帝の時代に行たる、おおよそ五百年間を要したが、それは一方で、この編戸齊民が、国家の軍隊組織の主力となり、地方統治機構（郡

県郷里)の把握対象となり、土地所有権の保有者となり、国家の法律保護の対象となる、さらに里邑集落(共同体)の構成員となる、といった諸現象と不可分の関係にあるという。

こうした戦国以降の激動の背後には、氏族の秩序の崩壊をうけて、新たな人的結合関係を創出するという歴史的課題があったと考える点については、江村氏も含め多くの研究者が一致している。評者もこれまで、この枠組みにのっとり考えてきており、いまなおそれ自体が誤りであるとは考えていない。

しかし事柄はそれほど単純ではなく、古い社会関係が相当後まで残存したことも認められねばならない。実際、上述の如く春秋戦国の際に大きな社会変動が存在したことを認める当の杜正勝氏も、一方では、次のように述べておられる。

春秋晩期以降、西周及び春秋における集落散在状況に對して様々な改変が加えられ、里、郷、県からなる地方行政システムが作りあげられたことは事実であるが、伝統的な指導層の役割には何らの変化は見られなかった。

ただし、巨大な行政システムに組み込まれた結果、里邑はその最末端の組織と化し、地方の指導層は、全官僚体系においては、とるに足らぬ存在として位置づけられる

ようになったまでである(上掲『編戸齊民』二一八頁)。

：別の一面では、集落はなお相当程度、古来の伝統を踏襲し、邑里に備わる独立性は失われなかった：封建体制の崩壊後数百年を経た(漢代の)集落共同体は、かつての城邦国家(邑制国家)時代のあり方をそのまま維持していたわけではないが、なおその生命力を示していたことが見て取れる。確かに、春秋以前における集落の散在状況に整頓が加えられ、郡県郷里の行政システムが確立し、あたかも太くてよく通るパイプが敷設されたかのように、中央の政治権力が到達する範囲内におさまった。しかし、実際には、中央の権力は県のレベルにまで到達するのみで、県以下の郷里の緊密な秩序はなお相当強靱で、完全なる有機体として機能していた。集落においては、父老階層が民間の指導者としての役割を果たしたが、彼らの身分と權威は、社会の敬老の伝統に基づくものであった。：西周から秦漢にいたる八、九百年間、基層社会に変容は見られたものの、古代集落が果たした社会的機能は、形を変えながらも維持され続けたのである(同上書二二七～二二八頁)

杜氏が指摘している春秋以前と戦国秦漢以降の連続性は、

いわば古くからの問題である。すなわち、かつて増淵龍夫「漢代郡県制の地域別的考察」(『新版 中国古代の社会と国家』岩波書店、一九九六年、所収)は、漢代の太原郡治下には、春秋時代以来の古い邑の後身が多いことに着目して、戦国以降の社会変動ならびに秦漢の郡県制施行によって、この地域における春秋以前の古い族的秩序が、どのように変化したのかを探っている。その結果、かつての晋の世族は、本族が誅滅されても、その一族あるいは支族がなお生き残りそこに土着勢力として土豪化する場合が少なくなく、漢の支配は、そのような土着勢力を利用することにより可能になっていたという事実が明らかとなった。漢の郡県制の支配は、形を変えながらも存続してきた古い社会関係によって制約されていた。氏族的秩序の崩壊は確かな事実であるが、その後も古い社会関係が根強く残った、というのである。

このように、連続性を古い組織の残存と見る増淵氏に対し、宇都宮清吉『中国古代中世史研究』(創文社、一九七七年)は、全く異なった見方をする。すなわち、「古代邑制国家時代の政治的強権の著しい変換にも関わらず、農業的郷里共同体は、それに見合うような変換は、いまだほとんど示していない。そこに富の蓄積による社会的格差が生まれつつあった

ことは、『管子』問篇の諮問条項の中に、明らかに見られることだが、それでもまだまだ、それはシーリアスにはなっていない感じである。また時に強権が特定の郷里共同体を破壊し、政治的な組み換えを行なったこともあり、県制の出現が、そうした強権の行動によって生まれていることは、近人の指摘するところである。だが、そうだからといって、古代中国の広汎な地域にわたって存在した、農業的郷里共同体自体は、ほとんど何の変更を示さず、依然として邑制国家以来の姿を、ほぼ、そのままに持続していた」(二〇二頁)。しかも、氏によれば、「各人の家族生活より始まって、三族グループ・宗族・郷里・父老などの家族制的生活の場は、決して単純に旧来の氏族制的宗法秩序によって束縛されているものではなく、春秋初期以来の社会的変動期における変革の進行の中で、旧体制から解放され析出された型の家族によって組成されているものであった。…実にそれは、主客的结合の人間関係が新しい社会に対応して生まれた如く、全く同じ理由によって生まれた、もう一つの新しい人間関係の成立であった」(二〇六―二〇七頁)のである。氏によれば、戦国以降の族的組織の存在は、新たな人間関係の成立を証するものとなる。

戦国以降の族的組織の存在については、中国でも古くから

注目されている。つとに童書業「論宗法制与封建制的關係」(『歴史研究』一九五七年八期)は、春秋時代を境として宗法制が解体したとする通説に異を唱え、実際には解体は不徹底を極め、解体ではなく転化と見なすべきであり、宗法制は戦国以降も継続的に発展・普遍化し、その頂点は、魏晉南北朝の貴族制にあるとする。すなわち戦国時代以降、没落した貴族層と上昇した庶人層とによって形成される新興地主階級は、それ以前の宗法制にならって、同族聚居を始め、一般農民層にも同族聚居が浸透していったのである。こうした童氏の観点によれば、春秋以前の宗法制は、血縁制や共有制の論理、すなわち氏族制的色彩が濃く、拡大して政治システムとして機能していた。一方、魏晉南北朝の宗法制は、春秋以前のそれに比べて地縁や私有制の論理が強くあらわれ、より封建化されているという違いはあるが、その間の変化は中国固有の宗法制が量的な拡大を示したに過ぎない、ということになる。

近年、邢義田「從戦国至西漢の族居、族葬、世業論中国古代宗族社会的延續」(『新史学』六卷二期、一九九五年)も、中国史を變化・発展の相において研究する必要性を肯定しながら、一方で、新石器時代から近代以前まで数千年に渡って

継続してきた「不変」の生活スタイルが存在することを認めねばならないとする。すなわち同族が聚居して、世襲的に同じ生業を営み、死後は集落付近の同族墓に葬られ、子孫の祭祀を定期的に受けるという生活スタイルである。スケールの壮大なこの発想を、戦国から前漢にかけて検証したのが、上掲の論考である。まず新石器時代以来の族居と族葬が戦国以降も確実に存在していたことを示す文献史料ならびに考古学的史料を挙げ、生業についても、土農工商の大部分が世襲的に営まれていたとする。さらに、この点は東方六国ばかりではなく、変法政策が徹底していたと考えられる秦についても同様であるという。要するに、戦国から漢代にかけて、政治的には封建から郡県へ、世襲官僚制から尚賢(実力主義的官僚制)へと変化をしたが、社会の面では、同族聚居と生業の世襲が一般的であったとする。このように春秋戦国の社会変動を画期として、それ以前と以後を截然と二分することに異を唱えている。さらに氏は、こうした生活スタイルがあまりに通常のことであったために史料が残りにくいこと、統治層の状況が比較的明確であるのに対し、一般民衆の状況は不明確であること、さらに地域差も考慮しなければならないことなどを指摘している。

以上の如く、戦国秦漢時代を通じて存在する族的組織に関して、古い人間関係の残存と見るか、あるいは新しい人間関係の成立と見るか、はたまた氏族制の拡大と見るか、不変の生活スタイルと見るのか、その解釈は四氏四様であるが、族的組織の強固な存在を認める点においては一致している。

このように族的組織の存在を認めるならば、その秩序形成には、系譜的により上位に位置する人々、すなわち父老が主要な役割を果たしていたと考えられる。郷里社会の指導者としての父老については、上述の杜正勝氏以前に、宇都宮清貞・守屋美都雄氏が明快に論じておられる。すなわち、宇都宮清吉『漢代社会経済史研究』（弘文堂、一九五五年）は、「かくして、里郷県郡などに散在す同族は、いく代もの間をかけて、家族的モラルの延長としての同族愛・同郷愛にむすびつけられる。そして、この結合体それ自身、また、かかる結合体をふくむ里ないし郡における、有力な指導者あるいは発言人が、いわゆる父老である。父老が法家政治の過程の中で職制化せられる時、それは郷ないし県の三老である。三老はもっぱら、風教をつかさどる者とされているが、その選任のしかたは、郷里の推挙する人望ある長老を官が三老として承認するという形をとった。郷里に人望があるとは、家族生活のモ

ールから見ても適格者であるということで、民衆の学としての儒家的イデオロギーを実践的に代表する者であった」（七八頁）と指摘している。

また守屋美都雄『中国古代の家族と国家』（東洋史研究会、一九六八年）も、父老が「同時に他の里の父老と語りうることによつて郷の輿論を作り、更に他郷の父老と語りうることによつて県の輿論を作ることができたであろう。…實際上、郷・県の輿論を代表する父老の存在を考えることは、強ち飛躍の論ではあるまいと思う」（二〇二頁）と述べている。

当時の民間の自律性を問題とするならば、まず以て、このような父老層に指導される郷里社会の秩序にその基盤があったと考えねばならない。『孟子』公孫丑下篇では、天下に達尊なる者として、爵と徳とならんで、郷党における「齒」（年齒秩序）が挙げられている。戦国秦漢時代の社会は、族的組織が広く存在し、ここでは父老が秩序形成の中心となっていたのである。この点は、農民が「必ずしも数の上で圧倒的多数を占めていたとはいえない」（江村氏本書三四八頁）都市においても同様であったのではなからうか。

以上のように、父老が郷里社会の世論の担い手として秩序の中心にあり、また統治機構の基盤にあったことを確認する

と、漢代において、国家が孝を以て天下を治める政治すなわち「孝治」を標榜したことは、漢の国家が、民意を汲み上げることよって成り立っていたことを示す証左とみなすことができる。なぜなら、父老を指導者とする年齒秩序の中で重んじられるのは、当然のことながら孝悌であり、それ故、漢代における孝の重視は、民間秩序の重視にほかならないと考えることが出来るからである。

確かに、「孝治」の形容にたがわず、漢の政治は孝に貫かれていた。そもそも漢代には、『漢書』霍光伝に「永く宗廟を保ち海内を總壹にする所以の者は、慈孝、礼誼、賞罰を以て本と為す」とある如く、皇帝に要請されたのは、第一に「慈孝」であった。また、同伝によれば、漢の皇帝の諡に必ず孝の文字が加えられたのは、それによって「天下を長有し、宗廟をして血食せしむる」ためであった。たとえば班固によって「祖宗を光^かやかせ、業、後嗣に垂れ、中興と謂うべし」と評された漢の宣帝の執政に、孝治の典型を見ることが出来る。すなわち、一八才で「詩、論語、孝経を師受」した宣帝が下した詔勅には、「伝に曰く、孝弟なる者は其れ仁を為すの本か。其れ郡国をして孝弟にして行義あり郷里に聞こえる者各々一人を挙げしむ」（地節三年十一月）、「民を導くに孝を

以てすれば、則ち天下順なり…」（地節四年二月）といった語が見え、しばしば郷官としての「三老、孝弟、力田」や「孝者」、「高年」に賞賜を与えた（『漢書』宣帝紀）。

したがって教育や教化の中心も孝にあった。すなわち、文帝の時に初めて孝経博士が置かれて以降、『孝経』はしだいに孝弟や士人の「必讀書」となり、平帝の元始三年には、最末端の行政機構である郷・聚には、それぞれ庠・序なる教育施設を設け「孝経師」一人を置いた。また宣帝の時、潁川郡の太守、黄覇が、「治行尤異なるを以て」、関内侯の位を与えられたのは、「孝子、弟弟（悌弟）、貞婦、順孫」が日を以て衆多となり…吏民が教化に向かったからである。この時、潁川郡の「孝弟にして行義ある民、三老、力田」といった指導層に対して賞賜が与えられており（『漢書』黄覇伝）、善政は、教化に務める太守のもと、孝の徳を体得した郷里社会の指導層が、民を孝に導くことで可能となると考えられていたことがわかる。昭帝の元鳳元年に、「行義」があるとして選ばれた涿郡の韓福ら五人に賞賜を与え、「其れ務めて孝弟を修め以て郷里に教えよ」と命じたのも、そのためである（『漢書』昭帝紀）。

さらに官僚の任用にも、「漢制、天下をして『孝経』を誦

し吏を選ぶに孝廉を挙げしむ」(『後漢書』荀爽伝)の如く、孝がもっとも重要な任用基準であった。すなわち黄留珠『秦漢仕進制度』(西北大学出版社、一九八五年)が論ずるように、漢代の官吏任用の方式である察挙においては、孝行にして廉潔なる人物を選ぶ孝廉の科が最も主要な位置を占め、前漢武帝の元光元年に「初めて郡国をして孝廉を挙げしめ」てから、後漢最後の皇帝献帝にいたる三五〇年間に孝廉に挙げられたのは、七万四千人にのぼったという。黄氏によれば、その大部分は高級官僚あるいは富豪の子弟であり、この制度は、広く仕官の道を開き、統治の基礎を拡大して、封建的秩序の安定化を図るためのものであった。しかし、上述の如き族的組織の存在や父老に率いられる郷里社会の秩序を考慮するならば、孝廉を察挙することは、民間の意志を汲み上げることが目指す制度であったと見ることができよう。つまり、漢帝国が統治思想の中心に「孝」を据えたのは、国家が郷里社会の意志を体現していることを示すためであったのである。

以上、二元論の克服に関して長々と述べてしまった。最後にまとめておきたい。本書は、秦漢帝国の二元論的理解の克服のために、地域史的観点を導入し、その分析資料として新出の文字資料を網羅的全面的に採用して、三晋の制度が漢代

官僚制の源流となっていたことを明らかにした大著である。書中、江村氏がとりわけ注目したのは、農村ならぬ三晋諸都市における自律性と賢なる人格(血縁的な関係を超越し、個人的な信頼関係を第一義的とする任侠的人格)である。これに対し評者は、漢代社会を理解する場合、父老に率いられた郷里社会と孝なる人格が重視されたことをこそ前提にすべきであると考えた。しかし、江村氏と評者の主張する所は、一方が是で他方が否であるという二者択一的な関係にあるのではなく、双方が相互に関係しつつ地域的統合体としての漢帝国を規定していたと考えるべきであろう。

なお、本書については、すでに平勢隆郎氏(『東方』二二三九号、二〇〇一年)、高津純也氏(『史学雑誌』一一〇編三頁、二〇〇一年)、宮本一夫氏(『中国出土資料研究』第五号、二〇〇一年)による三篇の書評・紹介が存在し、それぞれ特徴あるコメントがなされている。

評者にとって江村先生は、かつて直接の指導を賜り、また研究者としての自立の時期を支えていただいた恩師である。小稿では、二〇年近く前、先生の研究室においてそうであったように、思うところを腹藏なく述べさせていただいた。し

かし、「仁に当たりては師に譲らず」との意気込みはともかくも、浅学故の過ちや見当はずれが数多くあるに違いない。久しぶりに提出させていただくレポートとして、ご海容いただきたい。

二〇〇〇年二月 東京 汲古書院

A5判 七八八頁 二二〇〇〇円

(たかぎ さとみ 山口大学人文学部教授)